

# 家畜・畜産物のJGAPとオリンピック・パラリンピックの畜産物の調達基準

～JGAP家畜・畜産物及びGAP取得チャレンジシステムについて概要を説明します～

森下忠（農業総合試験場企画普及部広域指導室）

【平成30年2月15日掲載】

## 【要約】

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における資材調達基準が公表され、基準を満たす認証制度としてJGAPおよびGAP取得チャレンジシステムが示された。

JGAPは、2017年3月に家畜・畜産物の基準書が公表され、113の管理点が設定されており、それぞれ適合基準に則した取組が求められる。既に農場HACCP認証を受けている農場は、差分審査を受けることができる。

また、JGAP取得に向けた準備段階の取組として、JGAP家畜・畜産物の約8割の項目が盛り込まれているGAP取得チャレンジシステムが2017年から始まっている。

## 1 はじめに

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「オリ・パラ」という。）の資材調達基準として、「持続可能性に配慮した調達コード」が示された。

<https://tokyo2020.jp/jp/games/sustainability/sus-code/>

農産物、畜産物、水産物、木材の個別基準が策定され、このうち、畜産物については、①JGAP又はGLOBAL G. A. Pによる認証を受けて生産された物、②組織委員会が認める認証スキームによる認証を受けて生産された物、③GAP取得チャレンジシステムに則して生産され、第三者により確認を受けた物、この3点のいずれかに該当すればオリ・パラの調達基準を満たすと認められる。

ここでは、上記の認証制度のうち、生産者が比較的取り組みやすいJGAP及びGAP取得チャレンジシステムについて解説する。

## 2 JGAP認証制度について

一般社団法人日本GAP協会が、日本発のGAPとして「JGAP家畜・畜産物」の基準書を2017年3月31日に公表した。

[http://jgap.jp/LB\\_01/index.html](http://jgap.jp/LB_01/index.html)

JGAP家畜・畜産物は「JGAP 総合規則（家畜・畜産物）」（以下「総合規則」という。）と「農場用 管理点と適合基準」（以下「管理点・適合基準」という。）からなる。総合規則には、JGAPの用語の定義、認証制度のあらまし、認証表示に係わる説明、管理点・適合基準には家畜・畜産物の生産工程における技術的な要求事項が記されている。

管理点・適合基準のうち、管理点の分類項目を図1に示した。JGAP家畜・畜産物では、各管理点について、適合基準に即した取組が求められる。農場における家畜・畜産物の管理を31項目に分類し、さらに細分化して合計113の管理点が設定されている。生産方式によって該当しない管理点については、取組の対象外となる。例えば、自給飼料を生産していない場合、「D. 自給飼料生産工程の専門項目」に分類される管理点は対象外である。

管理点は内容に応じて重み付けがされ、必須57、重要42、努力14に分類される。認証を

受けるためには、必須は100%、重要は95%の達成が求められる。

JGAPの認証制度では、審査機関が審査し、審査結果に基づいて日本JGAP協会が認証することとなる。自己採点により提出されたチェックリストに基づき、農場の管理状況や取組状況を示す帳票類を審査員が現地で確認する。申告どおりに取り組まれているならば、審査に合格となる。JGAP認証の有効期限は2年間で、有効期限内に維持審査及び更新審査を受ける必要がある。初回認証及び更新認証を受けてから18か月の間に維持審査、18か月後から24か月の間に更新認証が受けられる。

なお、畜産では、畜産物の安全性向上を図るための制度として農場HACCP認証があり、JGAPと共通する管理点が多くある。そのため、既に農場HACCPの認証を受けている農場は、管理点の差を補う差分審査によってJGAP審査を受けることができる。

|   |  |
|---|--|
| <p>A. 経営の基本</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農場管理の見える化</li> <li>2. 経営者の責任</li> <li>3. 計画および実績評価</li> <li>4. 飼養衛生に関する管理</li> <li>5. 放牧の管理</li> <li>6. 生産工程におけるリスク管理</li> <li>7. アニマルウェルフェア</li> <li>8. 食品防御</li> <li>9. 供給者の管理</li> <li>10. 商品管理</li> <li>11. 苦情・異常・ルール違反への対応</li> <li>12. 識別とトレーサビリティ</li> </ol> <p>B. 経営資源の管理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>13. 責任者および教育訓練</li> <li>14. 人権・福祉と労務管理</li> <li>15. 作業員および入場者の衛生管理</li> <li>16. 労働安全管理および事故発生時の対応</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>17. 動物用医薬品等の管理</li> <li>18. 施設の管理</li> <li>19. 機械・設備、運搬車両、掃除道具等の管理</li> <li>20. エネルギー等の管理、地球温暖化防止</li> <li>21. 廃棄物の管理および資源の有効利用</li> <li>22. 周辺環境への配慮および地域社会との共生</li> <li>23. 生物多様性への配慮</li> </ol> <p>C. 生産資材等の管理</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>24. 精液・受精卵・素畜の管理</li> <li>25. 飼料の管理</li> <li>26. 敷料の管理</li> </ol> <p>D. 自給飼料生産工程の専用項目</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>27. 草地等の立地に関する管理</li> <li>28. 種子の管理</li> <li>29. 農薬・肥料等の管理</li> <li>30. 環境保全を主とする取組</li> <li>31. 飼料生産工程の情報管理</li> </ol> |
|---|--|

図1 JGAP家畜・畜産物「農場用 管理点と適合基準」のうち  
管理点の分類項目

※各項目に複数の管理点があり、それぞれに適合基準が設けられている。

### 3 GAP取得チャレンジシステムについて

畜産物では、国内にJGAP以外の認証制度がないため、初めての生産者にはハードルが高い。このため、JGAP取得に向けた準備段階の取組として、「GAP取得チャレンジシステム」が2017年から始まった。GAP取得チャレンジシステムは、公益社団法人中央畜産会が事業主体となる。

<http://www1.jlia-gap.jp/gap/portal.html>

GAP取得チャレンジシステムには、JGAP家畜・畜産物の管理点の約8割の項目が盛り込まれており、上記HPにあるチェックリストを生産者が自ら検証し、申告する。申告内容は中央畜産会が確認し、認められればホームページ上に公表される。確認作業に際しては、無作為に選ばれた農場に対して中央畜産会の現地確認が行われ、申請内容が実情に合っていない場合は、2年間はチャレンジシステムには申請できなくなる。

### 4 オリ・パラ以降の取組

GAPは、生産工程の中で問題が生じやすい要因をあらかじめ分析し、対策を講じることで、品質管理を行う取組である。各国、地域で同様の農産物認証制度があり、それぞれに取り組まれている。現在は、オリ・パラの資材調達や畜産物の輸出に際してGAPが推進されているが、本来はすべての生産者が取り組むべき課題である。GAP取得チャレンジシステムについては、オリ・パラまでの時限的な取組とされているが、農林水産省ではオリ・パラ以降の運用も検討されている。消費者に安全・安心な畜産物を提供するためにも、ぜひGAPに取り組んでいただきたい。

なお、JGAP家畜・畜産物では、「飼養衛生管理基準」及び「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」への理解が必要となる。そのほか、食品衛生法、家畜伝染病予防法及び労働関係の法律など、関係法律に対する理解も必要となるため、それぞれ確認をお願いしたい。